

秦野市プレミアム付商品券取扱店 募集要項

秦野市プレミアム付商品券実行委員会

(平成31年4月発行)

1 目的

消費税・地方消費税の引上げが、市民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、市民税非課税者・子育て世帯主向けの秦野市プレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）を販売する。

このプレミアム付商品券取扱店（以下「取扱店」という。）の募集にあたり、取扱店の登録要件及び申込方法等、必要な事項を定める。

2 プレミアム付商品券の概要

- (1) 名 称 秦野市プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 秦野市プレミアム付商品券実行委員会
- (3) 発行冊数 13万2,500冊
- (4) 販売価格 4,000円／冊
- (5) 額面金額 5,000円（500円券×10枚）／冊
- (6) 販売上限 対象者1人あたり5冊（販売価格2万円）まで
- (7) 発行総額 6億6,250万円
- (8) 使用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

3 プレミアム付商品券の使用範囲

- (1) プレミアム付商品券は、秦野市プレミアム付商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）が取扱店として決定した店舗においてのみ使用できる。
- (2) プレミアム付商品券の額面金額の合計額を下回る取引を行った場合の釣り銭は支払わない。
- (3) プレミアム付商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用できない。
 - ア 不動産及び金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税、地方税、使用料その他の公租公課

4 取扱店の登録

(1) 登録資格

秦野市内の小売店、飲食店、サービス店、その他市民が日常的に買い物を行うことができる店舗・事業所であること。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア 役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する営業を行う者。

ウ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。

(2) 登録手数料

無料

(3) 登録申込方法

本要項別紙、秦野市プレミアム付商品券取扱店申込書兼誓約書を、実行委員会事務局へ提出する。(郵送、FAX提出可)。

(4) 申込期限

令和元年12月27日(金)

※ 別に実行委員会が指定する期日までに申込みが完了した事業者は、購入対象者へ商品券購入引換券を送付する際に同封する取扱店一覧に事業者名等を掲載する。

(5) 登録の決定

登録を認める場合は、後日、登録の決定について通知する。

5 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 店舗内の見やすい場所に、取扱店であることを証するポスター等を掲示すること。
- (2) プレミアム付商品券の受け取りを拒まないこと。
- (3) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (4) 実行委員会と適切な連携体制を構築すること。

6 プレミアム付商品券の換金

(1) 換金方法

ア 取扱店は、実行委員会が用意する専用封筒を使って、使用済みのプレミアム付商品券を実行委員会へ送付する。(原則、郵便ポストへ投函)

イ 実行委員会は、回収した使用済みのプレミアム付商品券を集計し、取扱店が指定した口座へ振込みを行う。

(2) 換金期間等

令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)までの間で、実行委員会が定める時期及び回数で換金を行う。(月2回程度の換金を予定。)

※ 実行委員会が定める換金時期(使用済みのプレミアム付商品券の送付期限)を過ぎてからの換金には一切応じることができないため留意すること。

(3) 換金手数料

無料

7 プレミアム付商品券の保管上の留意点

取扱店は、自己の責任において使用済みのプレミアム付商品券を保管すること。使用済みのプレミアム付商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、取扱店がその責を負うものとし、実行委員会は一切の責を負わないものとする。

また、プレミアム付商品券の取扱店控え部分について、換金額の振込みの確認が完了するまで、取扱店が責任を持って保管すること。

【問い合わせ先】

秦野市プレミアム付商品券実行委員会事務局

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所産業振興課内

電話 0463-82-9646

FAX 0463-82-6256

秦野市プレミアム付商品券取扱店申込書兼誓約書

FAX 0463-82-6256

※FAX 送信いただく際は番号を今一度ご確認ください

秦野市プレミアム付商品券実行委員会 宛

当店（事業所）は本事業の趣旨を理解し、それに賛同して秦野市プレミアム付商品券取扱事業所として申込みいたします。

申込みに当たっては、**実行委員会が事業委託する事業者へ下記情報を提供することに同意**します。

また、参画に当たり自ら商品券を購入し自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為や使用された商品券を再び使用する行為等の不法行為をしないことを誓約し、万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪）を受けることに同意します。

年 月 日

フリガナ			
事業所名			
フリガナ			
屋号・商号	※取扱店一覧には屋号・商号を掲載いたします。		
代表者名	Ⓜ	事務担当者名	
店舗所在地	〒		
店舗電話番号	()	FAX	()
メールアドレス			
取扱品目	※商品券購入者へ配布する取扱店一覧に掲載いたします。 (記入例) 鮮魚、精肉、青果、酒、中華料理、理容、美容、家電販売・修理、コンビニ など(文字数 15 文字以内)		

※取扱事業所としての審査・登録後、実行委員会が事業委託する事業者より、振込先口座情報等の確認をさせていただきます。

※ご記入頂いた個人情報は、適切に管理するとともに本事業遂行の目的以外には使用しません。

○登録できる取扱店（参加資格）

市内の小売店、飲食店、サービス店、その他の市民が日常的に買い物を行うことができる店舗、事業所
但し、次の1から3の要件に該当するものは除きます。

- 1 役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する営業を行う者
- 3 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

○商品券の利用対象とならないもの

(1)不動産や金融商品 (2)たばこ (3)商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 (5)税金や使用料などの公租公課

※このチラシに掲載した内容（事業の実施方法など）は、今後一部変更することがあります。

※ご不明な点は実行委員会事務局までご連絡ください。

TEL 0463-82-9646

FAX 0463-82-6256

※事務局使用欄

取扱事業者 番号	
-------------	--

受付・処理日
